

通告４番目、５番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式でお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　５番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で、１番目に、ＩＣＴ化における子供の目を守る取組について、２番目に、障害者支援について、３番目に、マンホールトイレについて、のこの３点を一問一答方式でお伺いいたします。

１番目のＩＣＴ化における子供の目を守る取組についてです。

当初は、2023年度までに整備予定であった１人１台端末が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、全国の学校が臨時休校を余儀なくされたことを受け、状況が大きく変化いたしました。

2020年４月に緊急経済対策が成立し、１人１台端末を整備する予算が2020年度分に前倒しされ、本市でも１人１台端末の環境が実現いたしました。災害や感染症の発生等による臨時休業等の緊急時において、ＩＣＴの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境が実現いたしました。

コロナウイルス感染症の拡大によって、2020年３月２日から、およそ80日間にわたって、休校に加え、そして児童生徒の外出自粛が生じました。国立成育医療研究センターのアンケート調査によりますと、外出自粛期間中、未就学児から高校生に至るまで、外出時間について減った、が８割前後を占め、また、小中学生で７割以上、高校生の66%で、スクリーンタイムが増えたと報告されています。

長期休校の眼科的問題点は、屋外活動の減少、デジタル端末の長時間使用と、それに伴う近見作業、近くを見て行う作業の増加です。屋外活動の減少は近視の進行に関連していることが判明しており、新型コロナウイルス感染症の大流行期間中、及びそれを超えて、近視の進行は悪化する可能性があるとの論評が発表されています。

文部科学省は、本年６月23日、令和３年度に行った児童生徒の近視実態調査の結果を発表しています。裸眼視力1.0未満の割合は、小学生が32.9%、中学生が54.7%でした。子供の視力低下は、以前よりその傾向が見られるものの、学校のＩＣＴ化により一層悪くなることのないよう、最新の医学的知見に基づいた対応が極めて重要だと考えている。新たな知見が得られれば、速やかに学校関係者にお伝えしたいとの見解を示されています。

学校現場では、１人１台端末の学びがスタートしています。デジタル教科書についても、紙の教科書のよさや役割を踏まえつつ、普及促進を図っていくと聞いてお

ります。

人生100年時代を不便なく快適に生きるためには、目の長寿命化も大事になってきます。

そこでお伺いたします。1点目、裸眼視力が1.0未満の児童生徒の割合についてお聞きします。

この30年ほどで、パソコン・ゲーム機が普及し、スマートフォンやタブレットが急速に暮らしに浸透しました。総務省の発表によると、各世帯での携帯電話やスマートフォンなどのモバイル端末保有率は9割に達するなど、かつてないほど近くを見る生活になっています。

しかし、目の進化は時代の変化に追いついていないと言われていています。現在、文部科学省のホームページに、端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットが公表されております。児童用、生徒用、それぞれに「タブレットを使うときの5つの約束」、こういうのがあるんですけども、児童用としましては、「タブレットを使うときの5つの約束」、タブレットを使うときは姿勢をよくしよう、目から30センチ以上離して見よう、30分に1回はタブレットから目を離そう、目を離して20秒以上遠くを見よう、とか具体的に、こういう5つの約束を児童用、そして生徒用というふうに出されております。

また、保護者用向けに、ご家庭で気をつけていただきたいことということで、「－1人1台端末の時代となりました－ご家庭で気をつけていただきたいこと①」、また②というふうにも出されております。

このような情報の活用と併せて、児童生徒の日常生活においても、睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力低下の有無など、心身の状態についての状況把握を行い、児童生徒と保護者が各家庭でしっかり健康管理できるよう取り組むことが大切と考えます。

2点目として、今後、ますますICT化が加速する中で、本市として、児童生徒の目を守る取組についてお聞かせください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の1番目、ICT化における子供の目を守る取組についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず1点目、裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合についてですが、令和4年度の検診結果では、小学生が36.1%、中学生が55.0%です。1人1台端末が導入される

前の令和元年度検診結果と比較いたしますと、小学生で2.9%、中学生で2.8%増加しております。目に悪いと言え、テレビやパソコン及びスマートフォンなどの使用のせいではないかと思いがちですが、視力の悪化は年々徐々に増え続けているので、生活全般の変化が影響しているものと思われま。ある小学校では、昨年度と比較し、裸眼視力1.0未満の子供の数が、小学1年生で最も増加していたという結果が出ています。

次に2点目、児童生徒の目を守る取組についてですが、1人1台端末導入後の令和3年4月に全児童生徒と保護者宛てに、先ほど議員がお示しになられた文部科学省作成リーフレット、「タブレットを使うときの5つの約束」と、「ご家庭で気をつけていただきたいこと」を配布し、注意喚起を行っております。1人1台端末の家庭への持ち帰りも進んできたことから、本年9月中に再度リーフレットの配布を行い、啓発を行う予定でございます。

また、毎年、目の愛護デーのある10月には、各学校で養護教諭が中心となり、目の健康に関する保健指導や保健だよりの配布、校内への目に関する啓発ポスターの掲示などを行っております。

○福山議長 再質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目に、障害者支援についてお伺いたします。

東日本大震災において、石巻市では3,052人の住民が亡くなっていますが、そのうち障害者手帳を持っておられた方は397人でした。障害のある人の死亡率は、全住民の死亡率の2.6倍に上っています。災害時、障害のある方は、その場の状況を把握するのに時間がかかったり、逃げ遅れたり、災害弱者になる可能性が高いのです。

そこで1点目として、災害時の逃げ遅れをなくす対策についてお伺いたします。

次に、障害者が日常生活や災害時に必要な情報を得られるよう支援し、健常者との情報格差の解消を目指す新法、議員立法が本年5月19日に成立し、25日に施行されました。手話や字幕、点字の提供など、情報分野でのバリアフリー化を促進する重要な法律です。

そこで2点目として、選挙における具体的な障害者支援について、視覚に障害の

ある方、聴覚に障害のある方、腕や足に障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方への配慮はどうかをお聞きします。

次に、紙の障害者手帳に代わるデジタル障害者手帳の活用についてです。

ミライロ I D は、スマホに障害者手帳の情報を登録しておくもので、紙の手帳を持ち歩かなくてもよいのが最大の利点です。紙の手帳は、誤って服のポケットに入れたまま洗濯をしてしまったり、紛失してしまったり、持って出るのを忘れていたりすることがあると聞きますが、スマートフォンを忘れることは少ないのではないのでしょうか。

雑誌「経済界」、2022年8月号の中で、ミライロ I D の開発者は、ご自身が障害者で、学生時代に友達や恋人と電車で移動しているとき、障害者割引を使えるのに、障害者手帳を出したくなかった、自分だけが障害者だと顕在化させるのが嫌だった、自分の名前が書かれた障害者手帳を持ち歩きたくなかったと述べています。

2022年4月末時点で、ミライロ I D の導入業者数は3,524社に達しています。障害者手帳は自治体によって様式が異なるため、業者が確認するのに不便を感じるとの声も上がっています。ミライロ I D に情報を入力することにより、様式が統一化され、そうすると確認がしやすくなります。今後も導入業者は増えていくと思われます。

そこで、紙の障害者手帳に代わるデジタル障害者手帳の活用について、市の考えをお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員のご質問の2番目、障害者支援についての1点目と3点目についてお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、災害時の逃げ遅れをなくす対策は、につきましては、本市では、災害対策基本法に基づき、災害時、自力で避難することが困難な、特に支援を要する避難行動要支援者の把握と災害発生時の避難支援実施の基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しております。名簿に掲載する対象者は、在宅で生活している要介護3から5や、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aなどの高齢者や重度障害者等となり、8月末現在の対象者数は1,725名です。

さらに、これらの名簿対象者のうち、平常時から消防機関や警察などの避難支援関係者に対し、名簿情報を提供することに同意した方で、計画作成を希望されている方に対し、個別避難計画の作成を進めております。個別避難計画は、令和3年度

から市町村の努力義務となっておりますが、その進捗状況は、8月末現在、名簿情報提供に同意した方375人のうち111人に作成しております。

現在、同計画作成に当たっては、要支援者の日頃の様子を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員、民生委員・児童委員に同席していただくなど、関係機関と連携しながら進めております。

また、浸水想定区域の大字から進めているところであり、残りの方々についても、できるだけ早期に作成できるよう計画的に進めてまいります。

次に、3点目の紙の障害者手帳に代わるデジタル障害者手帳の活用は、につきましては、紙の障害者手帳に代わるものとして、議員のご質問にもありました、ミライロIDという障害者手帳アプリがあります。このアプリは、交通機関を利用するときや、レジャー施設入園時などに外出先で割引きを受けるために提示していただいていた障害者手帳をスマートフォンで提示することができるアプリです。

利用方法は、障害者手帳等をお持ちの方がアプリをスマートフォンにダウンロードしていただき、ご自身の手帳情報を登録することで利用でき、利用料は無料となっております。ミライロIDは、現在、主な鉄道、バス会社、レジャー施設等で利用可能となっており、紀の川コミュニティバスや大阪方面バスでも利用可能となっております。

同アプリにつきましては、本市では入場無料の施設が多いこと、巡回バスもあいあいカードの提示のみで済むことから、現在のところ導入してございませんが、便利なアプリであるため、今後、窓口等で周知してまいります。

○福山議長 行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 奥田議員、2番目のご質問、障害者支援についての2点目、選挙における視覚障害、聴覚障害、腕や足などに障害、知的障害、精神障害のある方への配慮は、についてお答えをいたします。

障害のある方のための投票や投票所における取組についてであります。まず、身体障害者手帳で、両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級の障害等に該当し、投票所に行けない方は、郵便等により自宅などで投票することができる郵便等による不在者投票という制度があります。この制度を利用できる方は、あらかじめ選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受けることが必要となります。選挙が執行されるときに、投票用紙を請求し、選挙管理委員会から送付されてきた投票用紙に自宅などで記載して、郵便等により選挙管理委員会に返送するというものであります。

次に、投票所での対応といたしましては、入り口の段差解消のためのスロープの設置、車椅子や車椅子用の記載台、老眼鏡、拡大鏡、文鎮、点字器などをご用意しています。また、選挙人を常時介護している方は、選挙人と同伴して投票所に入場することは可能ですが、その場合、付添いやご家族の方が代筆することはできません。心身の故障、その他の事由により自ら投票用紙に記載できない方は、投票所の係員にお申出いただければ、投票所の係員が選挙人の投票を代筆する代理投票という制度や、目の不自由な方には点字投票という制度があります。また、筆談での対応についても、係員にお申出いただければと思います。

知的障害や精神障害のある方にとっては、慣れない場所に行くこと自体が大変であったり、人が多い場所に不安を感じる方もいらっしゃいます。このような場合、投票所の係員に申し出ていただくか、事前に電話でご相談いただくことで、障害の特性に合わせて投票所内の環境を整えることも可能でございます。この場合、できれば選挙管理委員会の職員が常駐する期日前投票所をご利用いただきますと、より柔軟に対応できると考えます。

選挙管理委員会では、障害のある方が投票所で円滑に気持ちよく投票ができるよう、選挙執行の都度、事前の事務従事者説明会において、特段の配慮をするよう説明しているところでございます。

今後も障害のある方だけでなく、高齢者や初めて投票する方などにも気持ちよく投票していただけるよう、投票環境の向上に努め、投票率の向上に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 災害時の逃げ遅れをなくす対策としまして、避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿を作成しているということですが、避難行動要支援者名簿に掲載している対象者は、8月末現在で1,725人で、うち名簿情報提供に同意している方が375人というのは少ないように感じるのですが、市の見解をお伺いいたします。

2点目として、東京都心身障害者福祉センターでは、障害のある人が災害に備え、適切な行動を取ることで、自身の命を守り、必要な支援を受けられるよう、防災マニュアル「障害者当事者の方へ」というのを作成しております。このマニュアルは、目が不自由な人、耳が不自由な人、知的障害がある人、高次脳機能障害がある人向けの4つに分かれています。どんな障害があるかで備えるものや、すべき行動は

異なります。本市でも、障害のある方に向けた防災マニュアルを作成する考えについてお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問についてお答えいたします。

まず1点目の避難行動要支援者名簿に掲載している名簿に、名簿情報に同意している方がちょっと少ないと感じる。このことについて市の見解はということですが、市といたしましては、対象者に避難行動要支援者支援制度についてご理解いただけるよう、制度周知に取り組むことが重要であると考えております。

現在、広報等による周知をはじめ、民生委員・児童委員の会議や区・自治会長会議において、制度周知のチラシをお渡ししたり、那賀圏域障害児・者自立支援協議会において、障害福祉サービス事業所にチラシを配布するなど、制度対象者にご案内いただけるよう取り組んでいるところであり、今後もあらゆる機会を活用し、制度の周知を図ってまいります。

なお、災害時の避難支援は、高齢者、障害者だけでなく、地域住民全体に関わることであり、まずは地域全体の初動体制の確立が必要であると考えますので、総務課危機管理室が進める全体計画の下、連携しながら避難行動要支援者支援制度を推進してまいります。

次に、2点目の障害者に向けた防災マニュアルを作成する考えはということにつきましては、議員ご指摘のとおり、障害によって備えるべきものやすべき行動が違ってくることは認識しております。本市における障害者用防災マニュアルの作成につきましては、議員ご質問にあった、東京都心身障害者福祉センター防災マニュアルや県の災害時要援護者避難支援ハンドブックなどを参考に、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目の質問をさせていただきます。

マンホールトイレについて。

災害時に快適なトイレが確保できるかどうかは、命に関わる問題です。トイレに行きたくないから食事や水分の摂取を減らすと、体調の悪化につながります。

災害時において、マンホールトイレは、上に便座や囲いを設置するだけですぐに使えて、段差がないので高齢者や障害者の方にも使いやすく、くみ取りが不要とのことで、大変役に立つと聞いています。2011年に起こった東日本大震災や2016年の熊本地震でも活躍したと報じられております。

そこでお伺いいたします。1点目、本市でもマンホールトイレを設置されましたが、設置場所と数をお聞きします。

2点目、使用に当たっての課題は何かをお伺いします。

3点目、今後増設の予定についてお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 奥田議員ご質問の3番目、マンホールトイレについての1点目、設置場所と数は、につきましては、市では地域防災計画で中長期間避難所となっている避難施設12か所及び堀口の防災公園、東公園の合計14か所に災害用マンホールトイレを設置する計画です。令和3年度末では12か所の設置が完了し、設置場所は、岩出市総合保健福祉センター、岩出市立体育館、岩出市民総合体育館、山崎小学校、山崎北小学校、根来小学校、上岩出小学校、中央小学校、岩出中学校、岩出第二中学校、那賀高等学校及び堀口の防災公園でございます。

残る2か所のうち、岩出小学校につきましては、現在、下水道の整備中でありまず第6期事業計画区域となりますので、令和9年度までに整備する計画としております。また、東公園につきましては、令和4年度中に整備する計画としております。

続いて、2点目、使用に当たっての課題は、につきましては、災害時に安心して使用できるトイレの確保は、避難生活において大変重要と考えており、中でも安心・安全面、要配慮者への配慮、衛生面について、どう配慮していくかが課題と考えております。

市が整備を行っておりますマンホールトイレは、停電や断水等で既設トイレが使用できない場合、避難所となる公共施設等に設置するもので、便座やテントを組み立てて使用します。また、大型のテントも整備しておりますので、車椅子を使用されている方や介助が必要な方もご利用いただけるよう整備を進めております。

災害時、いざというときに円滑に使用できるようにするためには、日頃から取扱いについて習熟しておくことが重要となってまいります。マンホールトイレの備品

を保管する倉庫には、誰でも設営ができるよう、マニュアルを備えつけているほか、地域防災訓練など、機会あるごとに設置訓練を取り入れ、災害時の安心・安全の確保につなげております。

また、マンホールトイレは様々な人が使用することから、防犯面からも安心・快適に使用できるようにするため、プライベートな空間に配慮した遮光性のあるテント、手すり付きの便座を整備しております。マンホールトイレの性質上、し尿を直接下水道管へ流すことが可能であることから、衛生面において極めて有効であると考えております。

しかし、トイレが不衛生でありますと、不快な思いをする被災者が増え、トイレの使用をためらうことによって、健康被害を引き起こすおそれもございます。このことから継続的な清掃等により、衛生管理を十分に行う必要があり、避難所マニュアルにおいてもトイレの衛生管理については、トイレの清掃手順などを定めるほか、清掃及び消毒を行うための必要な備品の充実に努めているところです。今後も快適なトイレ環境の確保に向け、様々なニーズの把握、備品の整備に努めてまいります。

続いて3点目、今後の増設予定はにつきましては、災害時のトイレの確保の基本的な考え方やマンホールトイレの必要数の算定等について、国土交通省が策定した「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」に基づき整備を進めております。

また、市では、地域防災計画の中長期間避難所となっている避難施設に、災害用マンホールトイレを設置する計画を進めております。このため、これらの計画等に変更があった場合は、設置箇所の見直しを行ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 マンホールトイレは、出番がない、使わずに済むということが一番いいわけではありますが、災害はいつどんな規模で起こってくるか分かりません。そこで、災害によって下水道が、例えば破損した場合、マンホールトイレは使用できるのかをお聞きします。

次に、昨年、六十谷の水管橋の崩落によって大規模断水が起こり、自宅のトイレが使用できなくなった住民の方々が、マンホールトイレを利用しました。初めてマンホールトイレを実運用した結果、様々な課題が見つかったということです。

そこで、和歌山市では、今後に向けた課題と対策について検討され、それが令和4年度、国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」防災・減債部門を受賞されたと伺

いました。本市でも必要となったときに、より快適にマンホールトイレが使用できるように、この課題と対策を参考にして、今後に生かされてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず下水道管が破裂した場合、使えるのかということですが、マンホールトイレの課題といたしまして、災害により下水道管が破損した場合など、マンホールトイレが使用できなくなる場合が想定されます。市では、この場合を想定し、マンホールトイレの整備と併せて、凝固剤を用いた簡易トイレの整備も行っております。便座やテントを組み立てて使用するのはマンホールトイレと同じでございますが、下水道管へ流すことができないため、便座に袋をかぶせて凝固剤で固めるといった方法ではありますが、使用後は燃えるごみとして処理可能であり、トイレ1回ごと、使い切りなので、衛生面においても有効であると考えております。

続きまして、和歌山市の例ですが、和歌山市におきましては、今回のマンホールトイレの設置は災害によるものではなく、断水による副次的な影響の対応としてマンホールトイレを初めて実用したとのことではありますが、実用によって得た課題といたしましては、排水のための水が不足した、便座の除菌や清掃用具が不足した、夜間のテント内の照明、誘導等がなかったなど、トイレ設備の不備、不足が主要な課題であったと認識しております。

本市といたしましても、マンホールトイレの実用によって得られた教訓を学び、本市のトイレ環境の整備に生かしていきたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。